

## 宮崎市発注工事の工事請負代金債権に係る債権譲渡の取扱要領

### 1 目的

この要領は、建設業者の公共工事施工のための資金調達の円滑化等を図り、建設業の健全な発展を促進するため、宮崎市が発注する建設工事（宮崎市上下水道局が発注する建設工事を含む、以下「工事」という。）に係る工事請負代金債権の債権譲渡の取扱いについて定めるものとする。

### 2 債権譲渡の対象工事

この要領は、次に掲げる工事以外の工事を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により低入札価格調査対象となった者と契約した工事。
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事。ただし、次の工事を除く。
  - ア 債務負担行為の最終年度の工事又は前年度から繰り越された工事であって、年度内に終了が見込まれるもの。
  - イ 債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において次年度に工期末を迎え、かつ、残工事が1年未満であるもの。
- (3) 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の取扱要領に基づき工事請負代金の債権譲渡を行う工事。
- (4) その他建設業者の施行する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事。

### 3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、請負工事が完成した場合にあっては、宮崎市工事請負契約約款（宮崎市上下水道局工事請負契約約款を含む、以下「約款」という。）第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とし、工事請負契約が解除された場合にあっては、約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、建設業者と5に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）の間の債権譲渡契約において、工事請負代金額に増減が生じた場合には建設業者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めるものとする。

### 4 債権譲渡の承諾

建設業者が債権譲渡を行うに当たっては、約款第5条第1項ただし書きに規定する発注者の承諾を得るものとする。

## 5 債権譲渡先

債権譲渡先は、宮崎県建設事業協同組合、および宮崎管工事協同組合とする。

## 6 下請保護

### (1) 建設業者の倒産時に保護する下請負人等の範囲

保護する下請負人等は、建設業者が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人（建設業者と直接の契約関係を有する法人又は個人をいう。）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（建設業者と直接の契約関係を有する法人又は個人をいう。）とする。

なお、この要領において倒産とは次に掲げる場合をいう。

- ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- ③ その他元請負人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合。

### (2) 支払計画等の提出

建設業者は、債権譲渡先から融資を受ける際には、当該工事に係る下請負人等への代金の支払状況及び支払計画を債権譲渡先に提出することとする。

### (3) 建設業者倒産時の下請保護方策

建設業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、原則として、次の①又は②のいずれかの措置を講ずるものとする。

なお、下請負人等に対する工事請負代金の支払に関しては、建設業者及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないものとする。

- ① 建設業者が倒産により下請人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、建設業者に代わって下請人等に代金を支払う旨の特約を建設業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、建設業者と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、発注者は関与しないものとする。

- ② 建設業者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から建設業者への貸付金及び債権譲渡先が建設業者に対して供給する資材代金債権（以下「資材供給債権」という。）を精算の上、残余の部分を建設業者に代わって下請負人等に支払う旨の特約を建設業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

ただし、債権譲渡先の事務体制を考慮し、融資時に(2)の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡先の建設業者との間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から建設業者への貸付金及び資材提供債権を精算の上、建設業者の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が建設業者に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。

## 7 譲渡債権が担保する範囲

譲渡債権は、債権譲渡先が建設業者に対して有する当該工事に係る貸付金及び資材供給債権並びに建設業者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

## 8 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が建設業者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等をいう。）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

## 9 工事出来高の確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定のための出来高査定は、債権譲渡先が行うものとする。

なお、発注者は建設業者から下請セーフティネット債務保証事業に係る工事出来高確認申請書の内容確認を求められた場合は、当該申請書に所属長印を押印の上、交付するものとする。

## 10 変更契約が行われた場合

変更契約により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書（債権譲渡先が定める様式）の金額は変更後のものとする。

## 11 債権譲渡の承諾の申請書類

発注者は、債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次に掲げる書類を建設業者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（別記様式） 3通
- (2) 債権譲渡契約証書（債権譲渡先が定める様式） 1通

## 12 債権譲渡の承諾の決裁処理

発注者は、建設業者から債権譲渡の承諾の申請があった場合には、速やかに債権譲渡の決裁手続き（可能な限り、当該申請を受理した日の決裁）を行うものとする。この場合において、決裁区分は主管課長とする。

## 13 債権譲渡承諾書の交付等

### (1) 承諾を行う場合

発注者は(2)の場合を除き、文書番号、発信日付及び確定日付を記入し、発注者の押印をした債権譲渡承諾書（別記様式）2通を建設業者に交付するものとする。

### (2) 承諾を行わない場合

発注者は、申請に係る工事が2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合において、発注者は、承諾を行わない旨を速やかに建設業者に連絡するものとする。

## 14 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

発注者は、債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約証書について、申請時点における譲渡対象債権の金額が工事請負契約に基づき建設業者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

## 15 債権金額の請求

債権譲渡先は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 支出伝票（宮崎市上下水道局が発注する建設工事については工事請負代金請求書） 1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 債権譲渡契約証書の写し 1通

なお、本債権譲渡が行われた以降、建設業者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、約款第34条第3項の規定に基づく中間前払及び約款第37条の規定に基づく部分払いを請求できないものとする。

また、債権譲渡先は、発注者による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ債権金額の請求ができるものである。

## 16 工事請負代金請求書の内容確認

発注者は、請求金額が3に規定する譲渡債権の範囲であること、債権譲渡承諾書に記載されている債権金額と一致していること等を確認するものとする。

## 17 債権譲渡に係る工事請負代金の支払い

発注者は、15に規定する書類に基づき、支出の手続きをするものとする。

## 18 融資制度の選択

建設業者は、工事請負代金債権の債権譲渡について、この要領に基づく融資制度又は地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の取扱要領に基づく融資制度のいずれかを選択できるものとする。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。